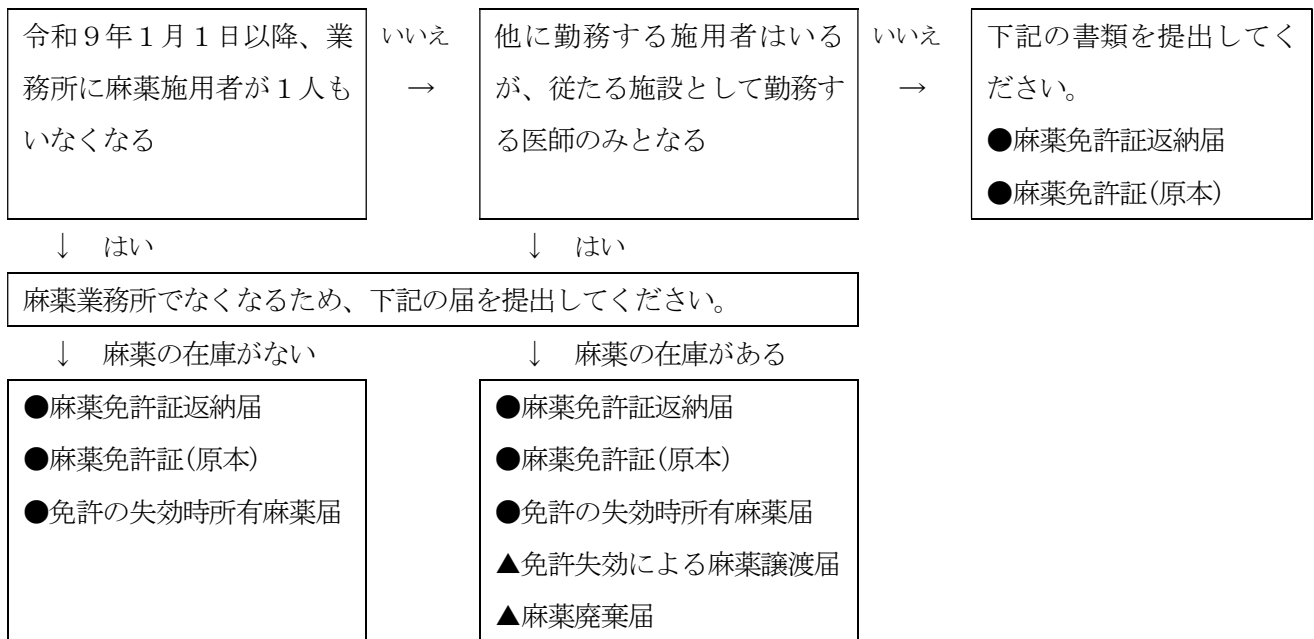


【参考】麻薬施用者免許を更新しない場合の手続きの例



※届の様式等、詳細はホームページに記載していますので、御確認下さい。

●麻薬免許証返納届 <https://www.pref.chiba.lg.jp/yakumu/tetsuzuki/330/13100-193.html>

免許証を添付して令和8年1月4日～15日に薬務課へ提出してください。

●免許の失効時所有麻薬届 <https://www.pref.chiba.lg.jp/yakumu/tetsuzuki/330/13100-194.html>

免許失効時の麻薬の在庫を記載し、令和9年1月4日～15日に薬務課へ提出してください。

在庫がない場合も、「在庫なし」と記載して提出してください。

【麻薬の在庫がある場合は、以下の届も提出してください】

免許の失効時所有麻薬届に記載した麻薬のうち、譲渡するものは「免許失効による麻薬譲渡届」、廃棄するものは「麻薬廃棄届」を提出してください。

▲免許失効による麻薬譲渡届 <https://www.pref.chiba.lg.jp/yakumu/tetsuzuki/330/13100-196.html>

麻薬の譲渡は免許失効日から50日以内に行ってください。免許失効前に譲渡することはできません。

なお、麻薬を譲渡した日から15日以内に薬務課に届を提出してください。

▲麻薬廃棄届 <https://www.pref.chiba.lg.jp/yakumu/tetsuzuki/330/13100-191.html>

麻薬の廃棄は免許失効日から50日以内に行わなくてはなりません。廃棄は県職員の立ち会いが必要なため、早めに薬務課へ届を提出してください。

麻薬の廃棄は免許失効前もできます。免許失効前に廃棄して在庫をなくしておくこともできますので、御検討ください。

※その他、問い合わせが多い事項については、AIチャットボット「医療用麻薬の取り扱いについて」にまとめておりますので、右記QRコードより適宜御利用ください。

